

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第4号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第5条第2項、第13条第1項、第3項及び第4項、第14条、第16条の5第5項並びに第18条並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第7条第2項、第14条第1項、第3項及び第4項、第15条、第22条第5項並びに第24条の規定に基づき、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算）</p> <p>第1条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第15条（同条例第18条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県職員給与条例第4条第3項、第4項若しくは第7</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第5条第2項、第13条第1項、第3項及び第4項、第14条、<u>第16条</u>、第16条の5第5項並びに第18条並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第7条第2項、第14条第1項、第3項及び第4項、第15条、<u>第17条</u>、第22条第5項並びに第24条の規定に基づき、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算）</p> <p>第1条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第15条（同条例第18条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県職員給与条例第4条第3項、第4項、<u>第7項</u>、<u>第</u></p>

改正前	改正後
<p>項若しくは学校職員給与条例第6条第3項、第4項若しくは第7項又は育児休業条例第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第2項若しくは第3項若しくは一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）第5条第3項若しくは第4項</p> <p>(3) 略 （給料の支給）</p> <p>第2条 職員の給料（給料の調整額を含む。以下同じ。）の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第8条（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する祝日法による休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給定日とする。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分の給料に対応する額及び地域手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料及び地域手当から差し引く。ただし、離職、休職等の場合において、減額すべき給与額が、給料から差し引くことができないときは、県職員給与条例若しくは学校職員給与条例に基づくその他の未支給の給与から差し引くことができる。</p>	<p><u>8項若しくは第12項若しくは学校職員給与条例第6条第3項、第4項、第7項、第8項若しくは第12項又は育児休業条例第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第2項若しくは第3項若しくは一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）第5条第3項若しくは第4項</u></p> <p>(3) 略 （給料の支給）</p> <p>第2条 職員の給料（給料の調整額を含む。以下同じ。）の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第8条（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる場合を含む。<u>以下同じ。</u>）に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は<u>祝日法による休日</u>でない日を支給定日とする。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分の給料に対応する額<u>並びに地域手当及び第20条の2第1項各号に規定する手当</u>（以下この項において「地域手当等」という。）に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料及び<u>地域手当等</u>から差し引く。ただし、離職、休職等の場合において、減額すべき給与額が、給料及び<u>地域手当等</u>から差し引くことができないときは、県職員給与条例<u>又は学校職員給与条例</u>に基づくその</p>

改正前	改正後
<p>2 略 第20条 略</p> <p>第21条の3 県職員給与条例第14条前段の人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第9条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。）（当該勤務日等が県職員給与条例第12条に規定する祝日法による</p>	<p>他の未支給の給与から差し引くことができる。</p> <p>2 略 第20条 略</p> <p><u>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</u></p> <p><u>第20条の2 県職員給与条例第16条又は学校職員給与条例第17条の人事委員会規則で定める手当の月額、次の各号に掲げる手当の月額とする。この場合において、第2号及び第4号から第6号までの手当にあっては、給料の月額に対するものに限るものとする。</u></p> <p><u>(1) 初任給調整手当</u> <u>(2) 特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）</u> <u>(3) 農林漁業普及指導手当</u> <u>(4) 産業教育手当</u> <u>(5) へき地手当（これに準ずる手当を含む。）</u> <u>(6) 定時制通信教育手当</u> <u>(7) 義務教育等教員特別手当</u></p> <p><u>2 県職員給与条例第16条及び学校職員給与条例第17条に規定する人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び勤務時間条例第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に相当する数に7時間45分（勤務時間条例第2条第2項から第4項まで（県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する職員にあっては、7時間45分にこれらの項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得た時間とする。</u></p> <p>第21条の3 県職員給与条例第14条前段の人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第9条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。）（当該勤務日等が県職員給与条例第12条に規定す</p>

改正前	改正後
<p>休日等若しくは年末年始の休日等、勤務時間条例第6条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項の人事委員会が指定する日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p> <p>2・3 略 付 則 1～4 略</p>	<p>る祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等、勤務時間条例第6条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項の人事委員会が指定する日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p> <p>2・3 略 付 則 1～4 略 <u>（県職員給与条例附則第11項又は学校職員給与条例附則第19項の人事委員会規則で定める手当）</u> <u>5 県職員給与条例附則第11項又は学校職員給与条例附則第19項の人事委員会規則で定める手当は、第20条の2第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる手当とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。